別　紙

第１　租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和 50 年２月 14 日付直法２－２「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一　第 65 条の７～第 65 条の９《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（買換資産を当該法人の事業の用に供した時期の判定） 65 の 7(2)－2　法人が、買換資産を当該法人の事業の用に供した日は、次に掲げるものは次により判定する。 ⑴　土地等については、その使用の状況に応じ、それぞれ次に定める日による。 イ　新たに建物、構築物等の敷地の用に供するものは、当該建物、構築物等を当該法人の事業の用に供した日（次に掲げる場合には、その建設等に着手した日） (ｲ)　当該建物、構築物等の建設等に着手した日から３年以内に建設等を完了して当該法人の事業の用に供することが確実であると認められる場合 (ﾛ)　当該建物、構築物等の建設等に着手した日から３年超５年以内に建設等を完了して当該法人の事業の用に供することが確実であると認められる場合（当該建物、構築物等の建設等に係る事業の継続が困難となるおそれがある場合において、国又は地方公共団体が当該事業を代行することにより当該事業の継続が確実であるものに限る。） ロ　既に建物、構築物等の存するものは、当該建物、構築物等を当該法人の事業の用に供した日（当該建物、構築物等が当該土地等の取得の日前から当該法人の事業の用に供されており、かつ、引き続きその用に供されるものであるときは、当該土地等の取得の日） ハ　建物、構築物等の施設を要しないものは、当該土地等をそのものの本来	（買換資産を当該法人の事業の用に供した時期の判定） 65 の 7(2)－2　法人が、買換資産を当該法人の事業の用に供した日は、次に掲げるものは次により判定する。 ⑴　土地等については、その使用の状況に応じ、それぞれ次に定める日による。 イ　新たに建物、構築物等の敷地の用に供するものは、当該建物、構築物等を当該法人の事業の用に供した日（当該建物、構築物等の建設等に着手した日から３年以内に建設等を完了して当該法人の事業の用に供することが確実であると認められる場合には、その建設等に着手した日） ロ　既に建物、構築物等の存するものは、当該建物、構築物等を当該法人の事業の用に供した日（当該建物、構築物等が当該土地等の取得の日前から当該法人の事業の用に供されており、かつ、引き続きその用に供されるものであるときは、当該土地等の取得の日） ハ　建物、構築物等の施設を要しないものは、当該土地等をそのものの本来

改　　正　　後	改　　正　　前
の目的のために使用を開始した日（当該土地等がその取得の日前から当該法人において使用されているものであるときは、その取得の日） ⑵　建物、構築物並びに機械及び装置については、そのものの本来の目的のために使用を開始した日（当該資産がその取得の日前から当該法人において使用されているものであるときは、その取得の日）による。 **（建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入）** **65の7(3)－10**　65の7⑵－2(1)イ(ｲ)又は(ﾛ)（連結措置法通達68の78⑵－2(1)イ(ｲ)又は(ﾛ)を含む。以下同じ。）に掲げる場合において、その建物、構築物等が65の7⑵－2(1)イ(ｲ)又は(ﾛ)に定める期間内に当該法人の事業の用に供されないときは、当該建物、構築物等の敷地の用に供する土地等は、当該期間を経過する日を含む事業年度において措置法第 65 条の7第4項の規定の適用をするのではなく、その取得の日から1年を経過する日を含む事業年度において同項の規定（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の78第4項の規定）の適用があることに留意する。 ㊟　当該期間を経過する日を含む事業年度における措置法第65条の7第12項の規定の適用についても同様とする。	の目的のために使用を開始した日（当該土地等がその取得の日前から当該法人において使用されているものであるときは、その取得の日） ⑵　建物、構築物並びに機械及び装置については、そのものの本来の目的のために使用を開始した日（当該資産がその取得の日前から当該法人において使用されているものであるときは、その取得の日）による。 **（建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入）** **65の7(3)－10**　法人が、取得した買換資産たる土地等で65の7⑵－2(1)イの括弧書（連結措置法通達68の78⑵－2(1)イの括弧書を含む。）に定めるものについて、当該建物、構築物等がその建設等に着手した日から3年以内に当該法人の事業の用に供されない場合には、当該土地等については、当該3年を経過する日を含む事業年度において措置法第 65 条の7第4項の規定の適用をするのではなく、その取得の日から1年を経過する日を含む事業年度において同項の規定（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の78第4項の規定）の適用があることに留意する。 ㊟　当該3年を経過する日を含む事業年度における措置法第65条の7第12項の規定の適用についても同様とする。

二　経過的取扱い

改　　正　　後	改　　正　　前
（経過的取扱い…改正通達の適用時期等） この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成29年3月31日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。	（新　設）